

## 準用河川における河川管理施設等の

### 構造的基準に関する条例（案）の概要

#### 1. 趣旨

地域主権一括法による河川法(昭和39年法律第167号)の一部改正に伴い、同法第100条第1項の規定に基づき、河川管理上必要とされる技術基準について、標記の条例を定めるものです。

#### 2. 条例制定の考え方

準用河川における河川管理施設等の構造については、河川管理施設等構造令と同じ内容の基準を条例で制定します。

基準の内容	現行基準	市の考え方	
		市の基準	理由
準用河川の技術的基準について	河川管理施設等構造令	現行の基準と同じ ※ただし、ダム・高規格堤防・高潮区間については該当がないので規定しない。	独自基準を設ける特別の事情がないと判断